

納税等状況報告

(平成30年5月31日現在)

流山市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき納税等状況の要旨を公表します。

議員名	市民税 / 県民税	軽自動車税	固定資産税 / 都市計画税	国民健康保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道料金	下水道料金
野田 宏規	○	○	—	○	—	—	—	—
近藤 美保	○	—	○	—	—	—	—	—
戸辺 滋	○	○	○	○	—	—	○	○
西尾 段	○	○	○	—	—	—	○	○
大塚 洋一	○	—	○	○	—	—	—	—
野村 誠	○	—	○	○	—	—	○	○
坂巻 儀一	○	○	○	—	—	—	—	—
石原 修治	○	○	○	○	—	—	○	○
菅野 浩考	○	—	○	○	—	—	○	○
植田 和子	○	○	—	○	—	—	○	○
笠原 久恵	○	—	—	—	—	—	—	—
森田 洋一	○	—	○	○	—	—	—	—
加藤 啓子	○	○	○	—	—	—	—	—
斉藤 真理	○	—	○	—	—	—	—	—
阿部 治正	○	○	—	○	—	—	—	—
中村 彰男	○	○	○	—	○	—	○	○
楠山 栄子	○	○	—	○	○	—	—	—
西川 誠之	○	—	○	○	○	○	○	○
森 亮二	○	—	—	○	—	—	○	○
徳増 記代子	○	○	—	—	○	—	○	○
藤井 俊行	○	—	○	○	—	—	○	○
中川 弘	○	○	○	○	—	—	○	○
海老原 功一	○	—	○	—	—	—	○	—
根本 守	○	—	—	○	○	○	○	○
小田桐 仙	○	○	○	○	—	—	○	○
青野 直	○	—	○	—	○	○	○	○
乾 紳一郎	○	○	—	○	—	—	○	○
秋間 高義	○	—	○	○	—	—	○	○

《表示例》

対象者：前年1年間を通じて議員であった者

○ 当該年度に納付すべき額が、すべて納付されている場合（市・県民税の項目は、非課税を含む。）

△ 当該年度に納付すべき額の一部が、納付されている場合

× 当該年度に納付すべき額が、まったく納付されていない場合

— 納税等状況報告の対象外

（注1）介護保険料については、介護保険法第129条2項に基づき、65歳以上の方を報告対象とした。

なお、40歳以上65歳未満の医療保険加入者が納めている介護保険料については、各医療保険料に含まれるため報告対象外とした。

（注2）納入義務がない事実上の納入分については、報告対象外とした。